

第1回選定委員会議事録

令和6年6月12日(水)

【開会】

- ◇事務局 挨拶
自己紹介
欠席者報告
- ◇司会 議事に先立って、資料2ページから3ページの尾道市教科用図書採択事務に関する規則第5条に従い、選定委員会の会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ選任する。どなたか会長、副会長に立候補はないか。
- ◇司会 ないようなら、推薦でもよい。
- ◇司会 ないようなので、事務局の案を言ってもよいか。
- ◇司会 それでは、事務局の案を言う。
こちらにお示しした事務局の案に承認してもらえるか。
(拍手あり)
- ◇司会 事務局案のとおりお願いしたいと思う。
それでは、会長と副会長は、会長席、副会長席に移ってもらう。
尾道市教科用図書採択事務に関する規則第6条により会長が議長となるので、これからの進行は会長にお願いする。よろしく願います。
- ◇会長 教科書採択については、教育委員の皆様が採択されるということである。次の社会を担っていく、尾道の子供を育てる教科書はどれか、という視点で検討をよろしく願います。それでは、レジュメに従って進行していく。
まず、議案第1の教科用図書選択の手順と今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。
- ◇事務局 教科用図書の採択手順と採択スケジュールについて説明する。今年度は、令和7年度に中学校が使用する教科用図書の採択である。まず、教科用図書採択事務についてであるが、「尾道市教科用図書採択事務に関する規則」に従って、採択事務を進めていく。
はじめに、教育委員会・選定委員会・調査員の役割について説明する。まず、採択権者である教育委員会の役割について説明する。4月下旬頃に示された広島県の採

採択方針に基づいて、尾道市の教科用図書の採択方針を定める。教育委員会会議において、教科用図書選定委員会を設置する。選定委員会に教科用図書調査員を設置する。市内の図書館に協力いただき、教科用図書を展示する。中学校教科用図書は、広島県の採択方針にある観点と照らし合わせながら審議を行い、採択する。

次に、教育委員会が設置する選定委員会の役割について説明する。教育委員会が定めた教科用図書の採択方針に基づき、教科用図書を調査・研究する観点を定め、その観点を調査員に示す。教育委員会が開催する教科用図書の展示会場（御調・因島・瀬戸田・向島・中央図書館）に意見箱を設置する等、広く市民の意見を聴くための措置を講じる。すべての教科用図書について審議し、その結果について理由を付し教育委員会に、「審議報告書」として報告する。

まず、教科用図書採択事務であるが、尾道市教科用図書採択事務に関する規則に従って採択事務を進めていく。

最後に、教育長が任命する調査員であるが、選定委員会から示された調査の観点等に基づき、各教科用図書について綿密な調査研究を行い、選定委員会に報告する。その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、すべての教科用図書の特徴について意見を付すことになる。

次に、手順について説明する。

ここでは、主に選定委員会の事務内容について順に説明する。まず、採択基本方針に従って、調査研究の観点を定める。それは、本日举行。次に、観点を調査員に示し、調査員は、その観点に基づき、全ての教科用図書の調査研究を行い、報告書を作成する。次に、選定委員会は、「調査員が作成した調査・研究報告書」と、各発行者が作成した教科書編集趣意書、広島県教育委員会が作成する選定資料、教科書展示会アンケート等を資料とし、教科用図書いわゆる教科書の選定作業を行い、種目ごとに特徴を明確にした「審議報告書」を作成し、教育委員会へ報告してもらうことになる。教育委員会は、その報告をもとに、総合的に判断して、教科用図書を1種採択する。

次に採択のスケジュールについて説明する。教育委員会は、8月30日までに広島県教育委員会に採択結果を報告することとなっている。全体には、5ページのように大まかな日程を考えている。本日の第1回選定委員会の後、3回の調査員会を行う。そして、第2回以降の選定委員会で、調査員からの報告や各種資料をもとに、すべての教科書について「審議報告書」を作成してもらいたいと考えている。教科書展示会については、6月14日から御調、因島、瀬戸田、向島、中央の市内5つの公立図書館において開催する。採択の手順とスケジュールについての説明は、以上である。

- ◇会長 では、ただいまの事務局の説明について質問があればお願いします。
- ◇会長 質問はないようなので、議事2の教科用図書の採択基本方針の説明をお願いします。
- ◇事務局 教科用図書の採択基本方針について説明する。この採択基本方針は、令和6年5月23日の教育委員会会議で決定されたものである。資料6ページ。この採択基本方針は、広島県教育委員会が定めた採択基本方針に基づいている。今年度は、全ての教科の採択が行われる。なお、本市における採択基準と、調査研究の方向性をより明確にするために、尾道教育総合推進計画の政策の柱・基本方針に基づくことを明記している。

続いて、採択基準と方法、組織、及び手続きについて読みあげる。

採択基準。採択に当たっては、次の観点並びに尾道教育総合推進計画の政策の柱・基本方針に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して、十分な調査研究を行う。

ア 中学校用教科用図書について（ア）知識及び技能の習得（イ）思考力、判断力、表現力等の育成（ウ）主体的に学習に取り組む工夫（エ）内容の構成・配列・分量（オ）内容の表現・表記

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について（ア）内容の特徴・程度（イ）内容の構成・配列・分量（ウ）内容の表現・表記（エ）印刷・製本の状態

方法、組織及び手続きについて。教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助により、採択を行う。

（1）中学校用教科用図書について。ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。イ 採択組織及び手続きについては、「尾道市教科用図書採択事務に関する規則」の定めるところによるものとする。

以降に示してある、特別支援学級で使用する教科書については、別の採択方法をとっているため、ここでは割愛させていただく。

教科用図書の採択基本方針についての説明は、以上である。

- ◇会長 ただいまの説明について委員の皆さんの方から質問はあるか。

- ◇会長 質問はないようなので、続いて議事3を議す。

教科用図書調査員の設置についての説明をお願いします。

- ◇事務局 教科用図書調査員の設置についてご説明する。資料2ページの下から1行目。第8条 調査員は、学校の校長、教員のうちから、教育長が任命する。2 調査員の人数は、次の各号の左欄に掲げる教科ごとに当該各号の表の右欄に掲げる人数以内で定める。3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び選定委員会の委員

は、調査員となることはできない。4 調査員には、教科ごとに代表者を定める。

5 調査員の会議は、教育長が招集する。と、されている。

調査員の任命は、近日中に行う予定である。なお、中学校教科用図書の採択に係る調査研究は、世羅町・府中市・神石高原町からの申し出があり、尾道・世羅・府中・神石高原の二市二町で行う予定である。二市二町で構成される調査員会は、それぞれの規約に従った人数の調査員が選出されることとなり、調査研究を行っていく。

教科用図書調査員の設置についての説明は以上である。

◇会長 ただいまの説明については、質問はいかがか。

◇会長 質問はないようなので、続いて議事4を議す。

教科用図書選定委員会が作成する審議報告書について事務局から説明をお願いします。

◇事務局 選定委員会が作成する「審議報告書」について説明する。資料の53ページ。選定委員会では、調査員会の作成する「調査・研究報告書」や県教育委員会が作成する選定資料等を活用して、すべての教科用図書について特徴を明確にした審議報告書を作成し、教育委員会に報告していただくこととなる。教育委員会では、この報告書に基づく議論を経て、採択を行う。選定委員会の審議内容を教育委員会会議で報告する際には、尾道市の子供達にとって、どの教科用図書がふさわしいのか、選定委員会としての意見を問われることもある。したがって、選定委員会でも、尾道市の子供達にとってどの教科用図書がふさわしいのかという視点で十分協議していただきたいと思う。

審議報告書についての説明は、以上である。

◇会長 ただいま説明があった審議報告書については、特に優れている点や課題がある点を踏み込んで検討した結果を記入して、報告書を作成する。この審議報告書について、皆さんの方から質問等はあるか。

◇会長 では、議事5を議す。議事5の選定委員会が調査員に示す調査研究の観点について事務局から説明をお願いします。

◇事務局 選定委員会が調査員に示す調査研究の観点であるが、8ページ以降に事務局の案を示している。調査研究資料は、種目の次に発行者一覧、学習指導要領における教科・分野の目標を掲載した。

次に、調査研究における観点。教科用図書調査研究の総括的な観点として、採択基本方針に示した5つの採択基準である【第1の観点】知識及び技能の習得【第2の観点】思考力、判断力、表現力等の育成【第3の観点】主体的に学習に取り組む工夫【第4の観点】内容の構成・配列・分量【第5の観点】内容の表現・表記を挙げ

ている。中学校教科用図書の各教科の視点を示している。

先ほど説明したとおり、尾道市の採択基本方針には、「5つの観点並びに尾道教育総合推進計画の政策の柱・基本方針に基づいて、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行う」と明記している。そこで、今回は、尾道教育総合推進計画の重点目標である「主体的・対話的で深い学び」の実現を表題の中に入れていいる。観点と尾道教育総合推進計画を踏まえて調査するために、具体的な方法例も示している。本日は、この事務局の案を見て、視点や方法例について皆様に協議いただき、加筆修正をしたいと思う。示した基本方針等に記載している力をつけることを、本市の子供達に適切な教科用図書を選定するための基準としていただきたいと考えているので、よろしく願います。調査員が作成する「調査・研究報告書」の記述にあたっての留意点として、各教科の視点を調査員に示し、全ての観点を調査研究を行うこととしたいと考えている。

調査研究の観点についての説明は、以上である。

◇会長 各委員は、尾道市の教育の基本計画である「尾道教育総合推進計画」を持ち帰って、確認をお願いします。今回の観点を表題は、「尾道教育総合推進計画でめざす『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた教科書の調査研究における観点及び視点、方法例」としている。これは、各教科の共通の採択基本方針となっているものである。「主体的・対話的で深い学び」は、学習指導要領の改訂にともなって、国が示しているものであり、全国共通の理念である。「尾道教育総合推進計画」は、尾道ではこのような学びをどのように実現していくかを、示したものであり、これを全ての観点の前提と位置付け、調査を進めていく。なお、当委員会が策定する観点の示し方で、調査委員からどのような報告があがってくるか調査の方向性が決まる。つまり、我々が、調査結果として見るべき内容が決まってくる。何を評価するかを明確に示すものである。

◇会長 これから観点についての協議に入る。観点の内容が、どういうことか教科書を確認しながら進める。観点と視点は固定。方法をどのように示すかを検討して欲しい。各項目の最後の「他社と比較しての特徴」とは、内容について、可否・良否は審議の対象ではない。文科省の検定を受けている。教材設定の特色について、今年度、工夫して作られている点である。方法の示し方を検討して欲しい。

◇委員 前回との変更点はあるか。

◇事務局 ウ、エ、オは変更していない。ア、イは初めての観点である。順番の変更もある。

◇会長 変更の意味はということか。

◇事務局 県からの採択方針に準拠したということである。

◇会長 県からの方針の意図は、事務局は把握しているか。

◇事務局 把握していない。

◇会長 「知識・技能」、「思考力・表現力・判断力」、「学びに向かう力・人間性」いう学習指導要領における学力の整理に沿ったものであろう。方法については、事務局が吟味作成したものを原案として、改良していくこととする。それぞれの教科の特性を踏まえて考えるため、表記の統一は図らなくて良い。例は補足であり、より具体的に示すためのものである。観点は、いつ調査員に示すか。

◇事務局 調査員に6月17日に示す。

◇会長 それでは、それぞれの教科ごとに検討をしていく。協議に入りたいと思うが、よろしいか。国語科の観点を議す。

◇委員 デジタルコンテンツの活用について、ICTの活用という視点で進めてよいか。

◇事務局 良い。

◇委員 「言語文化に親しむ工夫」がアバウトである。子供の具体的な姿があると比べやすいのではないか。

◇委員 デジタルコンテンツをどう扱うかという意味で聞いている。

◇会長 本当に欲しいものが設けられているか、有効性を聞きたいということである。

「親しむ」については、一般に興味・関心をもつという捉えもあろう。しかし、「親しむ」ということは、導入期ではなく本来学習が進んだ先段階で実現できることで、古典のおもしろさがわかるとか、古典の価値を認めることができるというのはよほど深い学びによってのみ達せられるものである。今回の調査では、具体的には、「言語文化の価値を感じられる工夫」があるかを見ると考えれば良い。「親しむ」という表現については、「学ぶ楽しさを感じられるような工夫」にすれば、より具体的になるであろう。

◇会長 書写の観点を議す。

◇委員 「芸術祭との関わりにおいて」を入れている。日常生活との関わりについても触れている。

◇会長 ③「目的や必要に応じて」のところ、指導要領を踏まえて「社会生活」を入れると良い。「社会生活における」を文頭につける。

◇委員 社会地理にいく。②の視点に、「愛情を育てるための工夫」がなぜ入っているのか。考察の仕方として、愛国心をどうやって比較するのかという意味で聞いた。各社の特色、何を重点に置くかという意味での比較である。

◇会長 「愛国心」などは、「学びに向かう力・人間性」に関わる内容である。そういう意

味での違和感であろう。本来は、学習指導要領の「我が国と郷土を愛する」と共に「他国を尊重する」という視点から、「学びに向かう力・人間性」が妥当であろう。ここでは、正しい知識・理解を基礎とした上でという意味で捉えれば良いであろう。

- ◇委員 それなら納得である。
- ◇委員 防災教育は、知識・技能に入るのでは。
- ◇会長 県の規定の観点でも「内容の構成・配列・分量」であるが、内容構成として防災教育がどう位置付いているかを確認するという意味であろう。
- ◇委員 防災教育が、総合などの学習指導要領でも扱われているからであろう。
- ◇委員 知識・技能に入らないのか。
- ◇会長 知識・技能の習得のための工夫を見るのではなく、単元の扱い方を見るという意味で捉えれば良い。

- ◇会長 歴史の観点を議す。「学び舎」については見本本が送られてきていないため、審議の対象にしない。
QRコンテンツを、デジタルコンテンツに統一する。
- ◇委員 ④「コラムを活用して」、とあるようにコラムに限定されているのはどうか。
- ◇会長 「コラムを活用して」を削除する。

- ◇会長 公民の観点を議す。
- ◇会長 ⑨「社会参画を促す内容を」とする。
- ◇委員 ②「現代社会」の何を捉えるのか。
- ◇会長 学習指導要領の「現代社会の見方・考え方」を用いている。「公民で学ぶ現代社会の見方・考え方」とする。
- ◇委員 ③「国旗・国家、領土をめぐる問題」の表記は分けてはどうか。
- ◇会長 「国際社会や国家について学ぶ内容の特色を」として、例として、「国旗・国家、領土をめぐる問題」に改訂する。

- ◇会長 地図の観点を議す。
QRコンテンツを、デジタルコンテンツにする。
- ◇委員 ③について、実際にはどう判断するのか、先生の判断基準を聞いてみたい。
- ◇会長 「記載内容」を「工夫」にかえる。「地図を活用して」を文頭につける。「育成を促す」を「を働かせる」に変える。
- ◇委員 ③「地図及び資料を活用して」にした方が良い。

- ◇会長 数学の観点を議す。
「学び直し」という言い方が、現場では一般的か。
- ◇委員 調査員は分かる。①「記載例」を「工夫、」にする。⑨「発展的な学習に思考を促す工夫」にする。
- ◇委員 ②調査員に分かりやすい表現になっているか。
- ◇委員 一般的に汎用可能なものが概念ではないか。
- ◇委員 「基礎的な概念を獲得するための、課題の設定の仕方の工夫」とすればよいのではないか。
- ◇委員 各單元ごとの基礎的な概念が分かりやすく扱われているものがどれかを比較すれば良いのではという捉えである。
- ◇会長 ②「数量や図形などについての」を文頭につける。「身に付ける」を「理解するための学習課題と学習の展開の仕方」とする。例を削除する。
- ◇会長 理科の観点を議す。
⑦文頭に「科学的な」を付ける。
- ◇会長 音楽一般の観点を議す。
⑧「芸術祭との関わりにおいて」を入れる。
- ◇委員 ①なぜ、歌唱分野に限定しているのか。
- ◇会長 「歌唱分野及び創作分野」とする。
- ◇委員 ⑥に「世界の音楽」という表現を入れてみてはどうか。
- ◇会長 例を、「我が国や世界の音楽の文化の扱い方」とする。
- ◇会長 器楽合奏の観点を議す。
- ◇委員 ⑥「我が国や世界の音楽文化の扱い方」がよいのではないか。
- ◇会長 そのように改訂する。
- ◇会長 美術の観点を議す。
- ◇委員 ②のQRコンテンツが重複している。
- ◇会長 削除する。
①「対象や事象を捉える」を文頭に入れる。
- ◇会長 保健体育の観点を議す。

(特になし)

◇会長 技術分野の観点を議す。

(特になし)

◇会長 家庭分野の観点を議す。

③「のよって」を「によって」に変える。

②文頭に「実践的」を付ける。

◇会長 英語の観点を議す。

(特になし)

◇会長 道徳の観点を議す。

⑥「自分の生き方や日常生活や社会」とする。

◇委員 ⑧現代的な課題を自分の問題として捉えるという文言が、子供には難しいのでは。

◇会長 道徳では、自分事として捉えることを目指すという教える側の意図や願いがある。

◇会長 今後の進め方としては、事務局でまとめたものを各委員の方に送り、意見があればメールにて返答してもらう。それまでに間に合うようなスケジュールで、皆さんに了承が得られる形で進めていく。観点も視点も公表されるものである。協議は以上とする。事務局からその他について願う。

◇事務局 資料56ページ。禁止されている事項について、中ほどより下に○で4点示している。

発行者から教科書採択関係者への金銭の提供又はその申し出

発行者から教科書採択関係者への物品の提供又はその申し出

発行者から教科書採択関係者へのきょう応又はその申し出

お酒や飲食等の接待は、禁止されている。

発行者から教科書採択関係者へのその他の経済上の利益の供与又はその申し出

適正かつ公正な採択が行われるよう、公開までは教科書採択関係者であることを口外しないように。

なお、開かれた採択推進の観点から、採択結果及び採択理由、採択関係者の氏名等、採択結果等を広島県教育委員会に報告した後に公開する。

また、採択の公正確保のため、採択が終了するまでは、本委員会の開催通知や会場表示を「学校運営等調査研究委員会」とするので、ご承知おき頂ければと思う。

さらに、その後のページには、文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の写しを添付している。これは、近年における教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことを受け、特に留意すべき事項を通知した物である。万一、教科書発行者からの宣伝行為等があった場合は、「行動基準に反するのではありませんか。」という対応をお願いする。

採択における適正、公正の確保を期すためご協力をお願いする。

◇委員 万が一議事6に関する内容があった場合、報告がいるか。

◇事務局 報告して欲しい。

◇会長 以上で第1回選定委員会の議事を終了する。

第2回の選定委員会については、7月10日（水）の午後に、尾道市生きがい活動推進センターで行う。

◇事務局 なお、採択権者である尾道市教育委員会の権限と責任のもと、適正かつ公正な採択を実施するため、配付資料については、机の上に置いて帰る。また、教科用図書の見本本を教育会館3階ロビーにて閲覧できる準備をしている。